

- スイス協定原産地証明書
- (21) 「経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定」
(平成 21 年条約第 8 号).....ベトナム協定
- (22) ベトナム協定第附属書第 3 第 2 規則に基づく原産地証明書
.....ベトナム協定原産地証明書
- (23) 「日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定」(平成 23 年条約
第 7 号).....インド協定
- (24) インド協定附属書 3 第 3 節に基づく原産地証明書
.....インド協定原産地証明書
- (25) 「経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定」(平成 24
年条約第 2 号).....ペルー協定
- (26) ペルー協定第 53 条に基づく原産地証明.....ペルー協定原産地証明
- (27) 「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」(平成
26 年条約第 19 号).....オーストラリア協定
- (28) オーストラリア協定第 3・15 条に基づく原産地証明書
.....オーストラリア協定原産地証明書
- (29) オーストラリア協定第 3・16 条に基づく原産地証明文書
.....オーストラリア協定原産品申告書
- (30) 「経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定」(平成 27
年条約第 1 号).....モンゴル協定
- (31) モンゴル協定第 3・16 条に基づく原産地証明書
.....モンゴル協定原産地証明書

(原産品であることの確認の意義及び対象貨物)

12 の 2—2 各経済連携協定に基づく原産品であることの確認は、当該経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用が要求された貨物が締約国原産品(関税法施行令第 61 条第 1 項第 2 号イに規定する締約国原産品をいう。)であるかどうかを確認することにより関税の譲許の便益の適正な確保を図るために行うものであり、その実施にあたっては、効率的かつ適確に実施する観点から、原則として、輸入された貨物に対して行うものとする。

なお、原産品であることの確認は、法第 12 条の 2 第 1 項に基づく後記 12 の 2—3 によるほか、関税法第 105 条第 1 項第 6 号(税関職員の権限)に基づき検査、資料の求め等を行うことができるので留意すること。

(経済連携協定に基づく原産品であることの確認の方法)

12 の 2—3

- (1) 法第 12 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する輸入者に対し資料の提供を求める方法とは、次表第 1 欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲げる規定によるものをいう。